



熊本県公報

第12738号

平成30年7月10日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止……………(社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の辞退……………(〃) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の変更……………(〃) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定……………(〃) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………(〃) 3
- 種畜証明書の交付……………(畜産課) 3
- 種畜証明書の書換交付に伴う通報……………(〃) 7
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障がい者支援課) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新……………(〃) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出……………(〃) 9
- 臨時種畜検査の実施……………(畜産課) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定……………(障がい者支援課) 9
- 定数漁業の許可申請期間……………(水産振興課) 9

公 告

- 熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の
業務状況の公表……………(環境立県推進課) 9
- 県営土地改良事業計画の廃止……………(農村計画課) 21
- 県営土地改良事業計画の廃止……………(〃) 21
- 国土調査成果の認証……………(技術管理課) 21
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 21
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(農地・担い手支援課) 21
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(〃) 22

登 載 依 頼

- 平成30年度行政書士試験の実施……………(一般財団法人行政書士試験研究センター) 23
- 新型警察用航空機ヘリコプターテレビシステム搭載工事に係る一般競
争入札参加資格等……………(警察本部通信指令課) 25
- 新型警察用航空機ヘリコプターテレビシステム搭載工事に係る一般競
争入札の実施……………(〃) 25
- 労働関係調整法第10条の規定に基づくあっせん員候補者……………(労働委員会) 29
- 第2回県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会の開催……………(特別支援教育課) 29

正 誤

- 平成30年5月29日熊本県告示第437号(天草不知火海区におけ
る漁場計画(免許の内容等))中……………(水産振興課) 30

告 示

熊本県告示第548号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
三宅皮ふ科クリニック	天草市八幡町7-18	平成30年3月31日
国崎整形外科医院	玉名市秋丸415-2	平成30年3月31日
七城木村クリニック	菊池市七城町林原1057	平成30年5月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
くるみ薬局	球磨郡あさぎり町上北181	平成29年12月31日
さくら調剤薬局 八代店	八代市松江城町3-3	平成30年3月31日

熊本県告示第549号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
たけうち歯科医院	合志市須屋字三ツ石1286-1	平成30年6月1日

熊本県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
田渕整形外科医院 八代市高下西町 2268番地	名 称		平成26年6月 1日
	田渕整形外科内科医院	田渕整形外科医院	
西村病院 上益城郡嘉島町 北甘木2083	住 所		平成30年5月 1日
	上益城郡嘉島町北甘木2085	上益城郡嘉島町北甘木2083	

熊本県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
三宅皮ふ科クリニック	天草市八幡町7-18	平成30年4月1日
玉名地域保健医療センター	玉名市玉名2172	平成30年4月1日

有明メンタルクリニック	荒尾市増永2800-6	平成30年6月1日
医療法人社団博心会菊陽あきたクリニック	菊池郡菊陽町原水1156-13	平成30年5月22日
七城木村クリニック	菊池市七城町林原1057	平成30年6月1日
いでアレルギー・呼吸器クリニック	八代市松江町485-1	平成30年5月23日
くはら循環器内科・くはら皮フ科	八代市古閑中町1210番地	平成30年6月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
さくら調剤薬局 新八代店	八代市長田町3184-2	平成30年5月1日
くぎの薬局	阿蘇郡南阿蘇村河陰4668	平成30年4月1日
くるみ薬局	球磨郡あさぎり町上北181	平成30年1月1日
三気堂薬局 八代店	八代市松江町字新開484-5	平成30年5月18日
新生堂薬局 松橋店	宇城市松橋町松橋字園田820-1	平成30年6月1日
エリア調剤薬局 日置店	八代市日置町150番地2	平成30年6月1日
こがなか調剤薬局	八代市古閑町中町1209-2	平成30年6月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター附属訪問看護ステーション	人吉市老神町35	平成30年4月1日

熊本県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
もちながこどもクリニック	八代市田中西町1-1-5	平成30年5月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いつき薬局	八代市田中西町1-3-5	平成30年5月1日

熊本県告示第553号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項に規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検 査 日	種 畜 証 明 書 番 号	頭 数	畜 種	検 査 成 績	飼 養 者
5 月 15 日 (火)	11209813118 10203780020	46	肉 用 牛	特 級 (2 頭) 1 級 (44 頭)	熊 本 県 農 業 研 究 セ ン タ ー
	10204121358 10241320080				
	11184003160 10841333831				
	11262749737 11263137847				
	11371138576 11336356632				
	11409512279 11211928831				
	10267846922 10845023189				
	11420509906 11352247563				
	11352248812 11445389194				
	11445381679 11392795024				
	11353657613 11478230883				
	11392794836 11361025350				
	11501001206 11361034116				
	11351057484 11389658103				
	11509495564 11465042512				
	11344499673 11356869914				
	11353657705 11433977518				
	11445075455 11374135664				
	11373838573 11488478435				
	11358358522 11361061006				
	11358358775 11556810563				
	11509062551 11351059303				
	11529983089 11378285105				
5 月 16 日 (水)	31843010001 31843010002	8	豚	2 級	
	31843010003 31743010002				
	31643020004 31743010003				
	31843010004 31743010005				
5 月 16 日 (水)	11360061991	1	肉 用 牛	2 級	株 式 会 社 帆 保 畜 産
	10842186160	1	肉 用 牛	2 級	児 嶋 康 博
	21601120013 21243010007	2	馬	2 級	株 式 会 社 ス ト ー ム フ ァ ー ム コ ー ポ レ ー シ ョ ン
	21401180004 21401180001	2	馬	2 級	西 田 裕 二
5 月 17 日 (木)	21243010237 21243010244	19	馬	特 級 (1 頭)	古 閑 清 和
	21243010246 21243010247				

	21343010007 21343010006 21343010004 21243010253 21543020001 21543020002 21543020004 21743010006 21700170002 21201180006 21843010005 21843010006 21843010007 21843010008 21843010009			2 級 (18 頭)	
	11163332359	1	肉用牛	2 級	
	21643020005 21643020006 21201090014	3	馬	2 級	本 田 土 寿
	11254112778 11529929322	2	肉用牛	2 級	中 原 誠 喜
5 月 18 日 (金)	31643030001 31643030003 31743020001 31843020001 31843020002 31843020003 31843020004 31843020005 31343010121 31443020065 31443020067 31443020076 31443020120 31443020140 31543030012 31543030028 31543030038 31543030047 31543030076 31543030058 31543030071 31543030073 31543030082 31643030011 31643030012 31643030017 31643030022 31643030024 31643030027 31643030048 31643030054 31643030055 31643030056 31643030057 31643030062 31643030069 31643030073 31643030083 31643030089 31643030093 31643030094 31643030096 31643030100 31643030097 31643030098 31643030103 31643030108 31643030109 31643030110 31643030112	171	豚	2 級	全 農 畜 産 サ ー ビ ス 株 式 会 社 西 日 本 原 種 豚 場

	31643030114 31643030115 31643030121 31743020009 31743020012 31743020014 31743020015 31743020017 31743020020 31743020021 31743020024 31743020029 31743020030 31743020032 31743020033 31743020034 31743020036 31743020037 31743020038 31743020041 31743020042 31743020047 31743020050 31743020056 31743020057 31743020060 31743020062 31743020065 31743020068 31743020069 31743020070 31743020072 31743020073 31743020074 31743020075 31743020078 31743020079 31743020080 31743020081 31743020083 31843020006 ～ 31843020086				
5 月 21 日 (月)	21243010233	1	馬	2 級	佐 藤 清 光
	21443010001	1	馬	2 級	園 田 淳 二
	11398176063 10844726401	2	肉用牛	1 級	農 事 組 合 法 人 狩 尾 牧 場
5 月 22 日 (火)	11384290315 11300548872 11477922543 11392115051 11464111417 11414513513 11451112311 11416913755 11511910949 11434199360 11467011875	11	乳用牛	2 級	一 般 社 団 法 人 家 畜 改 良 事 業 団 熊 本 種 雄 牛 セ ン タ ー
	11346998525 11346998716 11346999164 11497376722 11204037601	5	肉用牛	1 級	
	21301180004	1	馬	2 級	
	21443020149 21243020004	8	馬	1 級	有 限 会 社 宮 村 牧

	21201230014 21643040002 21643040004 21601180006 21743030001 21743030002			(1 頭) 2 級 (7 頭)	場
	21243020005 21601180005	2	馬	2 級	堤 美 賀 子
	21543040003 21700170004	2	馬	2 級	岩 本 剛
5 月 23 日 (水)	10248183831 10836550489 10844702153 11501001367	4	肉用牛	2 級	江 藤 要 一
	11421215578	1	肉用牛	2 級	株 式 会 社 江 藤 和 牛 ブ リ ー ダ ー ズ
	21243020007 21201180004 21501180003	3	馬	2 級	熊 本 県 畜 産 農 業 協 同 組 合 阿 蘇 支 所
	21243020008	1	馬	級 外	株 式 会 社 ア イ ラ ン ド リ ゾ ー ト 阿 蘇 エ ル パ テ ィ オ 牧 場
	21243010234 21843040001	2	馬	級 外	夢 大 地 グ リ ー ン バ レ ー
	11342532815	1	肉用牛	1 級	赤 水 牧 野 組 合
5 月 24 日 (木)	31743040001 31743040002 31743040004 31743040007 31843040002 31843040003 31843040004	7	豚	2 級	淋 種 豚 場
	11261423973 11342044165 11350035131	3	肉用牛	2 級	株 式 会 社 カ ミ チ ク フ ァ ー ム 九 州 譲 葉 牧 場
	11260079713 11346999737 11372131576 11535783703	4	肉用牛	1 級 (1 頭) 2 級 (3 頭)	株 式 会 社 矢 岳 牧 場

熊本県告示第 5 5 4 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 3 0 年 7 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
2 1 6 4 3 0 4 0 0 0 4	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 堤 美賀子	熊本県熊本市中央区本荘二丁目12-10 有限会社 宮村牧場

熊本県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年7月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	玉名市天水町立花 1730番3地先から 同所 1977番6地先まで	前	12.0 ～ 13.2	148.5	防交安 （交通安全）
			後	12.0 ～ 38.0	148.5	
一般国道	501号	玉名市天水町立花 2303番1地先から 同所 1977番6地先まで	前	11.9 ～ 19.2	211.8	
			後	11.9 ～ 26.2	211.8	

2 区域を変更する期日 平成30年7月10日

熊本県告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
新生堂薬局 松橋店 宇城市松橋町松橋字園田820番地1	平成30年7月1日
おおぞら薬局 嘉島店 上益城郡嘉島町北甘木2094番1	平成30年7月1日
訪問看護 紅い華 熊本南 宇城市不知火町御領335番地1 渡辺ビル101号室	平成30年7月1日

熊本県告示第557号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ましき町薬局 上益城郡益城町大字宮園字居屋敷408番3	平成30年7月1日
ぐんちく調剤薬局 八代市郡築一番町208番地2	平成30年7月1日

熊本県告示第558号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションはまゆう	医療機関の所在地	天草郡苓北町富岡2228番地16	天草郡苓北町上津深江278番地10	平成30年4月1日

熊本県告示第559号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査の対象家畜
牛 8頭
- 3 検査の期日及び場所

検 査 の 期 日	検 査 の 場 所
平成30年8月3日（金）	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

熊本県告示第560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ケアサポート地域創生館上益城郡益城町大字寺迫77番地	一般社団法人障害者とともに暮らせる地域創生館上益城郡益城町大字寺迫77番地 東 俊裕	居宅介護 重度訪問介護	平成30年7月1日

熊本県告示第561号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
たこつば漁業	たこつば漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	天草有明海及び不知火海

- 2 申請期間
平成30年7月10日から平成30年7月17日まで（公示日から1週間）

公 告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成29年度下半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の平成29年度下半期（平成29年10月1日から平成30年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

平成29年度下半期における水力発電供給電力量は、62,560,025キロワット時（対目標比113.6パーセント）であり、風力発電電力量は、356,020キロワット時（対目標比34.0パーセント）であった。

また、水力発電と風力発電を合わせた料金収入は、765,004,636円（消費税及び地方消費税を含む。）であった。

(1) 電力の供給状況について

下半期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

なお、電気事業のうち水力発電は電気事業法に基づく発電事業者として事業を実施している。

月	区 分	水 力 発 電				
		市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	緑川第三
10	目標(kWh)	2,299,000	513,000	4,481,000	2,759,000	115,000
	実績(kWh)	4,738,313	1,192,841	8,287,508	3,858,064	245,600
	達成率(%)	206.1	232.5	185.2	139.8	213.6
11	目標(kWh)	1,458,000	298,000	3,187,000	2,115,000	98,000
	実績(kWh)	1,879,586	434,959	4,759,828	3,056,628	214,900
	達成率(%)	128.9	146.0	149.4	144.5	120.9
12	目標(kWh)	1,520,000	297,000	3,391,000	2,245,000	104,000
	実績(kWh)	1,128,263	212,938	3,031,781	2,051,659	78,300
	達成率(%)	74.2	71.7	89.4	91.4	75.3
1	目標(kWh)	1,342,000	275,000	3,527,000	2,364,000	100,000
	実績(kWh)	1,278,490	273,862	2,362,505	2,182,282	122,400
	達成率(%)	95.3	99.6	67.0	92.3	122.4
2	目標(kWh)	1,729,000	389,000	3,603,000	2,355,000	124,000
	実績(kWh)	434,800	790	3,511,303	2,248,577	74,300
	達成率(%)	25.1	0.2	97.5	95.5	59.9
3	目標(kWh)	2,913,000	634,000	5,024,000	3,048,000	149,000
	実績(kWh)	1,727,168	661,599	5,918,751	3,711,692	175,900
	達成率(%)	59.3	104.4	117.8	121.8	118.1
計	目標(kWh)	11,261,000	2,406,000	23,213,000	14,886,000	690,000
	実績(kWh)	11,186,620	2,776,989	27,881,676	17,108,902	815,000
	達成率(%)	99.3	115.4	120.1	114.9	118.1

月	区 分	水 力 発 電			風力発電	全発電所
		笠 振	菊 鹿	水 力 計	阿蘇車帰	計
10	目標(kWh)	290,000	254,000	10,711,000	174,584	10,885,584
	実績(kWh)	414,000	321,400	19,067,726	74,000	19,141,726
	達成率(%)	142.8	126.5	178.0	42.4	175.8
11	目標(kWh)	172,000	203,000	7,531,000	174,584	7,705,584
	実績(kWh)	214,900	226,800	10,691,201	33,400	10,724,601
	達成率(%)	124.9	111.7	142.0	19.1	139.2
12	目標(kWh)	143,000	184,000	7,884,000	174,584	8,058,584
	実績(kWh)	116,100	198,800	6,817,841	55,100	6,872,941
	達成率(%)	81.2	108.0	86.5	31.6	85.3
1	目標(kWh)	139,000	172,000	7,919,000	174,584	8,093,584
	実績(kWh)	148,700	197,000	6,565,239	54,220	6,619,459
	達成率(%)	107.0	114.5	82.9	31.1	81.8
2	目標(kWh)	226,000	178,000	8,604,000	174,584	8,778,584
	実績(kWh)	116,124	158,400	6,544,384	72,600	6,616,984
	達成率(%)	51.4	89.0	76.1	41.6	75.4
3	目標(kWh)	393,000	257,000	12,418,000	174,581	12,592,581
	実績(kWh)	389,424	289,100	12,873,634	66,700	12,940,334
	達成率(%)	99.1	112.5	103.7	38.2	102.8
計	目標(kWh)	1,363,000	1,248,000	55,067,000	1,047,501	56,114,501
	実績(kWh)	1,399,338	1,391,500	62,560,025	356,020	62,916,045
	達成率(%)	102.7	111.5	113.6	34.0	112.1

(2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

菊鹿及び緑川第三発電所を除く水力発電の九州電力株式会社との電力受給契約における契約料金については、基本料金及び従量料金（供給電力量に 1 キロワット時当たり 1 円を乗じたもの）の二部料金制となっている。

また、水力発電のうち菊鹿及び緑川第三発電所並びに風力発電における同社との契約料金は、水力発電は平成 25 年 4 月 1 日、風力発電は平成 24 年 12 月 1 日から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく調達価格に移行し、発電量に応じた完全従量制となっている。

ア 水力発電

菊鹿及び緑川第三発電所を除く 5 発電所

基本料金 5 8 3, 7 6 3, 0 0 0 円

従量料金 6 0, 3 5 3, 5 2 5 円 (従量 60,353,525kWh×1 円)

小 計 6 4 4, 1 1 6, 5 2 5 円

消費税相当額 5 1, 5 2 9, 3 2 0 円

合 計 6 9 5, 6 4 5, 8 4 5 円

菊鹿及び緑川第三発電所

従量料金 62,042,580円 (菊鹿1,391,500kWh×27.42円)
(消費税込み) (緑三815,000kWh×29.31円)

イ 風力発電

従量料金 7,316,211円 (356,020kWh×20.55円)
(消費税込み)

(3) 修繕及び改良工事等について

平成29年度下半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

発電所等	工事名	工事金額 (円、税込)	工期
市 房	(改良)市房第一発電所水車発電機等更新工事	2,331,531,540	H28.2.1 ～H31.10.31
市 房	(改良)市房第二発電所水車発電機等更新工事	1,201,593,204	H28.2.1 ～H31.10.31
緑 川	(改良)緑川第一発電所水車発電機等更新工事	2,403,825,012	H28.2.29 ～H33.3.31
緑 川	(改良)緑川第二発電所水車発電機等更新工事	1,456,938,576	H28.2.29 ～H33.3.31
緑 川	船津ダムゲート3号補修等工事	29,041,200	H29.9.6 ～H30.3.23
藤 本	荒瀬ダム本体等撤去工事	1,437,450,000	H24.4.1 ～H30.3.20

(4) 職員数について

平成29年度電気事業の職員数は、次のとおりである。

(平成30年3月31日現在) (単位：人)

区 分		職 員	現業職員	嘱 託	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	次 長	1	0	0	1
	総務経営課	22	0	0	22
	うち荒瀬ダム撤去室	(7)	(0)	(0)	(7)
	工 務 課	10	0	0	10
発 電 総 合 管 理 所		19	2	14	35
計		53	2	14	69

(5) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

な し

<管理規程>

平成29年12月26日

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第7号)

平成30年3月6日

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第1号)

平成30年3月30日

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第2号)

平成30年3月30日

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第3号)

平成30年3月30日

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第4号)

平成30年3月30日	熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第5号）
平成30年3月27日	熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第6号）
平成30年3月30日	熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第7号）
平成30年3月30日	熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第8号）
平成30年3月30日	庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第9号）
平成30年3月30日	熊本県企業局荒瀬ダム撤去室設置規程を廃止する規程（熊本県公営企業管理規程第10号）
平成30年3月30日	熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第11号）
平成30年3月30日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第12号）

2 経理の状況

平成29年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表

平成30年3月31日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	8,278	営 業 収 益	1,475,356,460	1,475,348,182
	180	営 業 外 収 益	56,655,011	56,654,831
1,321,827,706	1,321,960,756	営 業 費 用	133,050	
18,888,053	18,942,122	営 業 外 費 用	54,069	
202,811,807	202,814,840	特 別 損 失	3,033	
12,955,478,997	13,002,548,416	水 力 発 電 設 備	47,069,419	
	11,655,946	減価償却累計額（水力）	8,979,415,380	8,967,759,434
462,337,568	462,432,668	業 務 設 備	95,100	
		減価償却累計額（業務）	255,529,953	255,529,953
444,368,733	444,368,733	風 力 発 電 設 備		
		減価償却累計額（風力）	285,029,290	285,029,290
866,786,563	884,186,563	建 設 仮 勘 定	17,400,000	
4,618,080,123	10,794,348,253	荒 瀬 ダ ム 仮 勘 定	6,176,268,130	
3,078,160	3,078,160	事 業 外 固 定 資 産		
141,689,377	158,541,854	無 形 固 定 資 産	16,852,477	
265,554,000	531,108,000	投 資 及 び 基 金	265,554,000	
5,280,865,469	25,101,351,317	現 金 預 金	19,820,485,848	
366,252,316	638,313,244	未 収 金	272,060,928	
192,456,000	422,772,200	前 払 金	230,316,200	
	70,560,000	前 払 費 用	70,560,000	
	129,211,426	雑 流 動 資 産	129,211,426	
	301,102,976	未 払 金	1,004,740,356	703,637,380
	47,141,921	未 払 費 用	189,949,191	142,807,270
	174,425,466	預 り 金	190,832,684	16,407,218
	28,868,400	前 受 金	30,466,800	1,598,400
		自 己 資 本 金	9,949,525,311	9,949,525,311
	9,201,254	資 本 剰 余 金	1,449,105,339	1,439,904,085
	146,256,000	利 益 剰 余 金	1,691,116,441	1,544,860,441
	109,223,426	企 業 債 （ 固 定 ）	1,298,511,660	1,189,288,234

	59,890,847	退職給付引当金	457,883,545	397,992,698
		特別修繕引当金	173,543,528	173,543,528
	46,682,000	引当金（流動）	101,001,480	54,319,480
	116,462,860	企業債（流動）	225,686,286	109,223,426
	296,748	長期前受金	860,222,984	859,926,236
482,880,525	482,880,525	長期前受金収益化累計		
27,623,355,397	55,720,635,379	合 計	55,720,635,379	27,623,355,397

3 平成30年度経営方針

「熊本県企業局経営基本計画（第四期）」（平成26年度策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

平成24年度から着手している荒瀬ダム（藤本発電所）本体撤去は、平成29年度に完了したところであるが、環境モニタリングは、引き続き着実に実施する。また、電気事業の電力料金収入の確保のため、工事等による発電停止期間を最小限に留め、設備利用率の向上に引き続き努めるとともに、風力発電所については、収入確保を含めた収支改善についても引き続き重点的に取り組む。

4 平成30年度予算の概要

平成30年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	1,425,188,000円
（内訳）	
営業収益	1,240,887,000円
（うち電力料金収入）	1,235,569,000円
営業外収益	184,301,000円
事業費	1,743,507,000円
（内訳）	
営業費用	1,682,602,000円
営業外費用	14,755,000円
特別損失	6,150,000円
予備費	40,000,000円
差引純損失	318,319,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	3,146,255,000円
（内訳）	
他会計からの返還金	265,554,000円
企業債	2,790,000,000円
荒瀬ダム関連交付金等	90,701,000円
資本的支出	3,552,121,000円
（内訳）	
建設改良費	3,127,343,000円
企業債償還金	109,224,000円
他会計への繰出金	265,554,000円
予備費	50,000,000円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の平成29年度下半期（平成29年10月1日から平成30年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

有明工業用水道の平成29年度末における受水企業数は13社で、契約水量は14,324立方メートル／日であった。給水能力に対する契約率は42.3パーセントで、平成28年度下半期に比べ、契約水量は変わらず、料金収入は前年同期比99.9パーセントとなっている。

八代工業用水道の平成29年度末における受水企業数は26社で、契約水量は9,500立方メートル／日であった。給水能力に対する契約率は34.8パーセントで、平成28年度下半期に比べ、契約水量は373立方メートル／日増加し、料金収入は前年同期比103.3パーセントとなっている。

苓北工業用水道の平成29年度末における受水企業数は2社で、契約水量は7,080立方メートル／日であった。給水能力に対する契約率は98.3パーセントで、平成28年度下半期に比べ、契約水量は20立方メートル／日増加し、料金収入は前年同期比99.9パーセントとなっている。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の平成29年度下半期の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道 給水能力：33,860 m³／日
契約水量：14,324 m³／日（平成30年3月31日現在）

料金：基本使用水量50円/㎥、超過使用水量100円/㎥

月	受水企業数	契約水量 (㎥/月)	料金収入 (円、税込)	前年同期比 (%)
10	13	444,044	19,802,879	95.9
11	13	429,720	18,484,524	98.3
12	13	444,044	18,900,226	99.7
1	13	444,044	19,016,563	99.6
2	13	401,072	17,416,684	102.0
3	13	444,044	20,186,851	104.6
計		2,606,968	113,807,727	99.9

八代工業用水道 給水能力：27,300㎥/日
 契約水量：9,500㎥/日（平成30年3月31日現在）
 料金：基本使用水量35円/㎥、超過使用水量70円/㎥

月	受水企業数	契約水量 (㎥/月)	料金収入 (円、税込)	前年同期比 (%)
10	25	283,712	9,113,184	100.2
11	26	285,000	9,240,943	104.5
12	26	294,500	9,520,366	103.5
1	26	294,500	9,513,108	103.5
2	26	266,000	8,605,655	103.9
3	26	294,500	9,561,852	104.3
計		1,718,212	55,555,108	103.3

苓北工業用水道 給水能力：7,200㎥/日
 契約水量：7,080㎥/日（平成30年3月31日現在）
 料金：基本使用水量50円/㎥、超過使用水量100円/㎥

月	受水企業数	契約水量 (㎥/月)	料金収入 (円、税込)	前年同期比 (%)
10	2	219,480	11,851,920	100.3
11	2	212,400	11,518,740	100.7
12	2	219,480	11,851,920	100.3
1	2	219,480	11,851,920	99.5
2	2	198,240	10,704,960	99.6
3	2	219,480	11,851,920	99.3
計		1,288,560	69,631,380	99.9

(2) 修繕及び改良工事等について

平成29年度下半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額 (円、税込)	工 期
有 明	(改良) 有明工業用水道 監視制御 装置更新工事	236,441,529	H29.2.10 ～H30.3.19
有 明	(改良) 有明工業用水道 水処理・ 汚泥処理装置更新工事	97,877,904	H29.3.31 ～H30.3.19

有 明	スラッジ処理棟給水ポンプ分解点 検工事	2,698,920	H29.9.4 ～H29.12.6
有 明	スラッジ処理脱水機ろ布等取替工 事	3,238,920	H29.10.24 ～H30.2.6
苓 北	中の田ポンプ場気中開閉器等取替 工事	2,484,000	H29.12.19 ～H30.3.6

(3) 職員数について

平成29年度工業用水道事業の職員数は、次のとおりである。

(平成30年3月31日現在) (単位：人)

区 分			職 員	現業職員	嘱 託	計
有明	本庁	総務経営課	3	0	0	3
		工 務 課	1	0	0	1
八代			0	0	0	0
苓北	都呂々ダム管理事務所		2	1	4	7
計			6	1	4	11

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

< 管 理 規 程 >

平成29年12月26日

平成30年3月6日

平成30年3月30日

平成30年3月30日

平成30年3月30日

平成30年3月30日

平成30年3月27日

平成30年3月30日

平成30年3月30日

平成30年3月30日

平成30年3月30日

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第7号）

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第1号）

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第2号）

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第3号）

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第4号）

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第5号）

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第6号）

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第7号）

熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第8号）

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第9号）

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第12号）

2 経理の状況

平成29年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

平成30年3月31日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	630,971,609	630,971,609
		営 業 外 収 益	352,849,434	352,849,434
926,163,816	926,188,527	営 業 費 用	24,711	

80,294,156	80,294,156	営 業 外 費 用		
13,388,908,196	13,664,556,982	工 業 用 水 道 設 備	275,648,786	
202,691,434	229,491,434	建 設 仮 勘 定	26,800,000	
	721,306,470	減 価 償 却 累 計 額	7,135,416,703	6,414,110,233
11,432,395,703	11,722,492,601	無 形 固 定 資 産	290,096,898	
373,863,213	378,250,992	投 資 及 び 基 金	4,387,779	
1,360,633,487	5,470,686,960	現 金 預 金	4,110,053,473	
121,569,822	657,102,248	未 収 金	535,532,426	
		短 期 投 資		
9,194,420	14,951,220	貯 蔵 品	5,756,800	
	14,207,300	前 払 金	14,207,300	
56,000,000	115,608,100	雑 流 動 資 産	59,608,100	
	551,872,910	企 業 債 (固 定)	2,994,516,335	2,442,643,425
	300,740,934	他 会 計 借 入 金 (固 定)	11,703,472,859	11,402,731,925
		退 職 給 与 引 当 金		
	8,410,769	退 職 給 付 引 当 金	73,848,418	65,437,649
		修 繕 準 備 引 当 金	347,727,412	347,727,412
		特 別 修 繕 引 当 金	35,638,000	35,638,000
		一 時 借 入 金		
	527,800,885	未 払 金	567,777,177	39,976,292
	62,478,078	未 払 費 用	100,743,361	38,265,283
	77,118,456	預 り 金	134,592,520	57,474,064
	269,474,574	前 受 金	326,889,551	57,414,977
	5,148,000	賞 与 引 当 金	9,794,000	4,646,000
		修 繕 引 当 金		
		そ の 他 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	30,000	30,000
		借 入 資 本 金		
		資 本 剰 余 金	349,145,918	349,145,918
	5,788,180,934	利 益 剰 余 金 (一 欠 損 金)	860,251,234	-4,927,929,700
	252,917,170	受 託 工 事 金	257,759,670	4,842,500
	433,179,738	企 業 債 (流 動)	985,052,648	551,872,910
	297,379,716	他 会 計 借 入 金 (流 動)	598,120,650	300,740,934
	174,855,853	長 期 前 受 金	13,959,053,997	13,784,198,144
4,001,072,762	4,012,325,139	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	11,252,377	
31,952,787,009	46,757,020,146	合 計	46,757,020,146	31,952,787,009

3 平成30年度経営方針

「熊本県企業局経営基本計画（第四期）」（平成26年度策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

そのため、新規受水企業の確保等により収益増を図るとともに、業務内容の見直しによる経費節減に努める。また、工業用水需要の見極めを行いながら他用途での利用も検討する。

特に有明工業用水道事業は、竜門ダムに係る企業債の償還費用、同ダム管理分担金及び市町村交付金等が経営を圧迫するとともに、多量の未利用水や浄水施設の老朽化など、様々な課題を抱えていることから、平成23年度に「熊本県有明工業用水道事業経営再建計画」を策定し、更なる経営改善に取り組んでいるところ。

平成30年度においても、県商工観光労働部、地元市町、県企業局で構成する有明工業用水需要開拓推進会議を中心に、各組織が連携を取りながら誘致活動に取り組むとともに、工業用水以外の水を利用している既立地企業の工業用水への転換、未利用水の他用途への転用等、あらゆる可能性を探りながら工業用水の需要拡大に努める。

併せて、老朽化した施設や設備の計画的な更新を行うなど、収支改善による経営健全化及び工業用水の安定供給維持に向けた経営基盤の強化を目指し、再建計画を着実に実

施する。

4 平成30年度予算の概要

平成30年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	1, 107, 050, 000円
(内訳)	
営業収益	736, 817, 000円
営業外収益	370, 233, 000円
事業費	1, 157, 618, 000円
(内訳)	
営業費用	1, 056, 740, 000円
営業外費用	90, 878, 000円
予備費	10, 000, 000円
差引純損失	50, 568, 000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	1, 184, 590, 000円
(内訳)	
企業債	362, 000, 000円
長期借入金	488, 706, 000円
工事受託金	82, 954, 000円
補助金	243, 181, 000円
会計内返還金	7, 749, 000円
資本的支出	1, 347, 102, 000円
(内訳)	
建設改良費	474, 486, 000円
企業債償還金	551, 874, 000円
長期借入金償還金	300, 742, 000円
予備費	20, 000, 000円

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の平成29年度下半期（平成29年10月1日から平成30年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

平成28年度から利用者サービスの向上等を図るため、熊本県営有料駐車場及び第二有料駐車場ともに利用料金制による指定管理者制度（※）に移行し、管理運営を指定管理者が行っている。

平成29年度下半期における熊本県営有料駐車場（安政町）の利用状況は、利用台数104,702台で前年同期比112.9パーセントとなった。

また、熊本県営第二有料駐車場（新屋敷）の契約状況については、契約台数が221台で前年同期比102.8パーセントとなった。

※利用料金制による指定管理者制度

条例に基づき指定された者が、料金を自らの収入として管理運営を行うこと。

なお、熊本県企業局は指定管理者からの納付金を収入としている。

(1) 利用台数について

平成29年度下半期各月の利用台数の状況は、次のとおりである。

（単位：台、％）

月	県営有料駐車場（安政町）			県営第二有料駐車場（新屋敷）		
	平成28年度	平成29年度	対前年度比	平成28年度	平成29年度	対前年度比
10	15,673	17,265	110.2	37	36	97.3
11	15,441	17,247	111.7	35	37	105.7
12	17,372	19,436	111.9	35	37	105.7
1	15,516	16,792	108.2	36	37	102.8
2	13,891	15,911	114.5	35	37	105.7
3	14,870	18,051	121.4	37	37	100.0
計	92,763	104,702	112.9	215	221	102.8

(2) 修繕及び改良工事等について

平成29年度下半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

工 事 名	工事金額 (円、税込)	工 期
県営有料駐車場 I T V設備更新工事	20,908,965	H29.9.12 ～H30.1.31
県営有料駐車場 28年地震災害復旧工事	42,660,000	H29.9.29 ～H30.5.11
県営有料駐車場 貯水槽等修繕工事	831,600	H30.1.15 ～H30.3.16

(3) 職員数について

平成29年度有料駐車場事業の職員数は、次のとおりである。

(平成30年3月31日現在) (単位：人)

区 分		職 員	現業職員	嘱 託	計
本庁	総務経営課	1	0	0	1

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

< 管 理 規 程 >

平成29年12月26日	熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第7号)
平成30年 3月 6日	熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第1号)
平成30年 3月30日	熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第2号)
平成30年 3月30日	熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第3号)
平成30年 3月30日	熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第4号)
平成30年 3月30日	熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第5号)
平成30年 3月27日	熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第6号)
平成30年 3月30日	熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第7号)
平成30年 3月30日	熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第8号)
平成30年 3月30日	庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第9号)
平成30年 3月30日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第12号)

2 経理の状況

平成29年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

平成30年3月31日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	117,682,321	117,682,321
		営 業 外 収 益	8,088,977	8,088,977
		特 別 利 益	644,444	644,444
41,789,093	41,789,093	営 業 費 用		
		営 業 外 費 用		
		特 別 損 失		

2,141,438,554	2,159,252,196	有 料 駐 車 場 設 備	17,813,642	
	16,922,959	減 価 償 却 累 計 額	599,494,124	582,571,165
		建 設 仮 勘 定		
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
		投 資 及 び 基 金		
999,687,726	3,890,086,058	現 金 預 金	2,890,398,332	
31,315,402	133,276,911	未 収 金	101,961,509	
		短 期 投 資		
		貯 蔵 品		
17,064,000	19,049,100	前 払 金	1,985,100	
		前 払 費 用		
		他 会 計 借 入 金		
	1,734,412	雑 流 動 資 産	1,734,412	
		退 職 給 与 引 当 金		
	3,776,667	退 職 給 付 引 当 金	15,515,960	11,739,293
		修 繕 準 備 引 当 金	13,181,918	13,181,918
	33,388,828	未 払 金	33,388,828	
	4,395,953	未 払 費 用	5,313,960	918,007
	380,334	預 り 金	788,334	408,000
		前 受 金		
	773,000	賞 与 引 当 金	1,397,000	624,000
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	1,770,458,238	1,770,458,238
		借 入 資 本 金		
		資 本 剰 余 金	72,800	72,800
	82,864,600	利益剰余金（－欠損金）	779,795,516	696,930,916
		長 期 前 受 金	74,590,053	74,590,053
46,467,257	46,467,257	長期前受金収益化累計額		
3,277,910,132	6,434,305,468	合 計	6,434,305,468	3,277,910,132

3 平成30年度経営方針

「熊本県企業局経営基本計画（第四期）」（平成26年度策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

平成28年度から利用料金制による指定管理者制度を導入しており、引き続き民間企業のノウハウを十分活用した運営を図るとともに、指定管理者による駐車場の管理運営やサービスの提供に関して履行状況を評価し、さらなる運営改善につなげる。

併せて、安全・安心なサービスを提供するために、中心市街地活性化に関する施策への連携・協力による地域への貢献等に取り組む。

4 平成30年度予算の概要

平成30年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	128,861,000円
（内訳）	
営業収益	122,808,000円
営業外収益	2,053,000円
特別利益	4,000,000円
事業費	58,401,000円
（内訳）	
営業費用	55,401,000円
予備費	3,000,000円
差引純利益	70,460,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	0円
資本的支出	0円

熊本県公告第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営阿蘇やまなみ2期地区（山崎工区）土地改良事業（農業用道路）を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業廃止処理計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業廃止処理計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ2期地区（山崎工区）土地改良事業（農業用道路）廃止処理計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年7月11日から平成30年8月8日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営阿蘇やまなみ2期地区（折口工区）土地改良事業（農業用道路）を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業廃止処理計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業廃止処理計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ2期地区（折口工区）土地改良事業（農業用道路）廃止処理計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年7月11日から平成30年8月8日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第392号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
山都町	平成25年度から平成26年度まで	柏の全部、玉目の一部	地籍図及び地籍簿	平成30年7月2日

熊本県公告第393号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福富字前畑840番
1,244.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字福富759番地
福島 ヤツ

熊本県公告第394号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年7月10日から同月23日までの間、熊本県農

林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡御船町大字滝川字大塘196番ほか5筆
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡御船町大字高木字榎町794番ほか2筆
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字壺町田70番1
西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六 嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町115 6番1ほか3筆
原田 一道	上益城郡山都町猿渡	上益城郡山都町井無田字中ノ切138番 1ほか5筆
橋本 康修	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町鶴ヶ田字杉園1974番 ほか9筆
藤川 繁観	上益城郡山都町鶴ヶ 田	上益城郡山都町鶴ヶ田字向ノ谷1899 番ほか5筆
高橋 稔朗	熊本市中央区渡鹿	上益城郡山都町鶴ヶ田字田代2825番 1ほか1筆
寺崎 サチ子	上益城郡山都町鶴ヶ 田	上益城郡山都町鶴ヶ田字勝負2122番 1
兼瀬 正	上益城郡山都町鶴ヶ 田	上益城郡山都町鶴ヶ田字下仮屋鶴194 3番ほか2筆
田上 昌樹	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町仏原字城ノ内435番1 ほか5筆
小佐田 敬一	熊本市東区秋津町秋 田	上益城郡山都町成君字小林651番1ほ か5筆
城崎 真理	上益城郡山都町滝上	上益城郡山都町北中島字炭ヶ野2130 番19
農事組合法人アグ リ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町鹿島字西ノ間700番2
農事組合法人肥の 川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字壺九番割676番1 ほか94筆
農事組合法人肥の 川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参参番割1208番 ほか23筆
農事組合法人多良 木のびる	球磨郡多良木町多良 木	球磨郡多良木町大字多良木字鑑4279 番ほか6筆
株式会社のどか	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字黒肥地字久保杉40 42番1ほか19筆

2 申請年月日

平成30年6月27日

熊本県公告第395号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年7月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
飯田 義明	天草市新和町大宮地	天草市新和町大宮地字馬場4457番
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字瀧ノ元6799番1ほか1筆
浦田 哲雄	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字園山口292番5
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字白木7709番1ほか2筆
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4259番ほか1筆
赤木 武男	天草市船之尾町	天草市栖本町河内字大原2862番2ほか8筆
田中 伸悟	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字岩崎633番8ほか2筆
田中 伸悟	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字岩崎633番11

- 2 申請年月日
平成30年6月29日

登載依頼

平成30年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により、熊本県知事から委任された平成30年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成30年7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター 理事長 磯部 力

- 試験期日 平成30年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで
- 試験場所 開新高等学校（熊本市中央区大江6-1-33）
- 試験の科目及び方法

（1）試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

（2）試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

- 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

（1）受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間 平成30年7月30日（月）から平成30年8月31日（金）まで

イ 配布場所

（ア）熊本県庁新館1階情報プラザ及び総務部市町村・税務局市町村課（熊本市中央区水前寺6-18-1）

（イ）県央広域本部宇城地域振興局総務振興課（宇城市松橋町久具400-1）

（ウ）県央広域本部上益城地域振興局総務振興課（上益城郡御船町辺田見396-1）

（エ）県北広域本部総務課（菊池市隈府1272-10）

（オ）県北広域本部玉名地域振興局総務振興課（玉名市岩崎1004-1）

（カ）県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課（山鹿市山鹿1026-3）

（キ）県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課（阿蘇市一の宮町宮地2402）

（ク）県南広域本部総務課（八代市西片町1660）

（ケ）県南広域本部芦北地域振興局総務振興課（葦北郡芦北町芦北2670）

（コ）県南広域本部球磨地域振興局総務振興課（人吉市西間下町86-1）

（サ）天草広域本部総務振興課（天草市今釜新町3530）

(シ) くまもと県民交流館パレア（熊本市中央区手取本町8-9テトリアくまもと内）

(ス) 熊本県行政書士会（熊本市中央区水前寺公園13-36）

ウ 配布時間 上記（ア）から（サ）までについては、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

上記（シ）については、午前9時から午後9時まで

上記（ス）については、平日の午前9時から午後5時まで

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

ア 配布請求期間 平成30年7月9日（月）から平成30年8月24日（金）まで

イ 配布期間 平成30年7月30日（月）から平成30年8月24日（金）まで

ウ 配布方法 住所・氏名・郵便番号記載の返信用封筒（角型2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

エ 受験願書及び試験案内の請求先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成30年7月30日（月）から平成30年8月31日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

* 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

* 8月31日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間 平成30年7月30日（月）午前9時から平成30年8月28日（火）午後5時まで

* インターネットによる受験申込みは、8月28日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

* この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】

* 受付最終日（8月28日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）

又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体機能が障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず当センターまでご相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成31年1月30日（水） 午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験

番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

熊本県警察本部告示第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年7月10日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 競争入札に付する事項
新型警察用航空機ヘリコプターテレビシステム搭載工事
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年7月20日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第18号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月10日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
新型警察用航空機ヘリコプターテレビシステム搭載工事
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部生活安全部通信指令課庶務係（熊本県庁警察棟8階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 契約内容
新型警察用航空機ヘリコプターテレビシステム搭載工事仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 契約期間
契約締結の日から平成31年7月31日（水）まで
 - (6) 履行場所
請負者整備工場外
 - (7) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格を審査を受け付ける。

また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成30年7月20日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(3)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年7月31日(火)午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年7月31日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年8月21日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年8月20日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成30年8月21日(火)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年8月20日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部生活安全部通信指令課庶務係

電話番号 096-381-0110（内線3612）

ファックス番号 096-385-0020

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be leased :Contract of installation Work of helicopter television system for a new model police aircraft

(2) Date and Place for tender:

Date: August 21 2018, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Community Safety Department
Communication Command Division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(3612)

(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県労働委員会告示第3号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成30年7月10日

熊本県労働委員会会長 原田 信輔

氏 名	現 職
原 田 信 輔	熊本県労働委員会会長 弁護士
高 島 剛 一	熊本県労働委員会会長代理 弁護士
川 口 恵 子	熊本県労働委員会公益委員 尚絅大学短期大学部教授
中 内 哲	熊本県労働委員会公益委員 熊本大学大学院人文社会科学部教授
渡 辺 絵 美	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
山 本 寛	熊本県労働委員会労働者委員 情報労連熊本県協議会議長
佐々木 義 博	熊本県労働委員会労働者委員 連合熊本事務局長
森 田 ひろみ	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部特別執行委員
矢 野 良 輔	熊本県労働委員会労働者委員 交通労連熊本県支部支部委員長
山 野 雄一朗	熊本県労働委員会労働者委員 運輸労連熊本県連合会執行委員長
池 田 倫 子	熊本県労働委員会使用者委員 特定医療法人佐藤会弓削病院常務理事
加 島 裕 士	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
吉 田 順 一	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社SYSKEN常務取締役 営業本部長
徳 村 昌 司	熊本県労働委員会使用者委員 肥銀事務サービス株式会社代表取締役
池 田 美 香	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社池田紙器工業取締役総務部長
松 岡 大 智	熊本県労働委員会事務局長
中 島 洋 二	熊本県労働委員会事務局審査調整課長
石 元 光 弘	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長

熊本県教育委員会公告第11号

県立特別支援学校整備計画改定に係る第2回検討会を次のとおり開催します。

平成30年7月10日

県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会事務局
（熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課）

- 開催日時
平成30年7月17日（火）
午後2時30分から午後4時00分まで（予定）
- 会場
上益城郡甲佐町横田327番地
甲佐高校視聴覚教室（商業・家庭科棟2階）
- 議事
（1）会議の公開・非公開について
（2）具体的対策に係る協議について
（3）その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻の 10 分前までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 非公開の案件

「3 議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第 3 公開の基準 A に該当する場合、一部非公開となることがあります。

7 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

県立特別支援学校整備計画改定に係る検討会事務局

(熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課施設整備班)

電話：096-333-2676

正 誤

平成 30 年 5 月 29 日熊本県告示第 437 号（天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等））中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
別冊 28	37	天第 39 号	火第 39 号
別冊 29	1	天第 43 号	火第 43 号
別冊 71	46	上天草市	天草市
別冊 79	11 25 39 56	5 月 31 日まで	4 月 30 日まで
別冊 80	19 38	5 月 31 日まで	4 月 30 日まで